

パラアスリート発掘事業実施要綱

1 目的

この事業は、パラリンピック等の国際大会で活躍できる人材を発掘し、育成選手として、育成・支援することにより、群馬県障害者スポーツの競技力向上に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業は、群馬県が群馬県障害者スポーツ協会に委託して実施する。

3 事業内容

(1) 育成選手選考委員会

- ① 育成選手を決定するため、選手選考委員会を開催する。
- ② 選手選考委員会は、群馬県健康福祉部障害政策課、群馬県障害者スポーツ協会、群馬県立ふれあいスポーツプラザ、群馬県立ゆうあいピック記念温水プール、障害者関係団体等を構成員とする。
- ③ 選考する人数は、14名以内とする。

(2) 育成選手の選考基準

選手の選考基準は次の各号のとおりとする。

- ① 群馬県内在住または群馬県出身の中学生以上の障害者
- ② 学校・施設・団体等によって推薦された者
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 各種大会に参加している者
 - (ア) 国際規模の競技大会（各国際競技団体が公認する競技大会）
 - (イ) 全国規模の競技大会（日本障がい者スポーツ協会（以下「日障協」という。）又は日障協に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会
※ただし、全国障害者スポーツ大会は除く
 - イ 強化合宿等に参加している者（日障協又は日障協に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が開催する合宿及び練習会）
 - ウ その他、選考委員会が適当と認めた者
- ④ 群馬県スポーツ協会が実施する「ぐんまオリンピック・パラリンピックチャレンジ事業アスリートサポート事業」において選考された者については、対象としない。

4 その他

また、この事業により選考された者は、パラアスリート育成事業補助金を交付する対象者とする。